

総行行第244号  
総行市第65号  
総行経第40号  
令和元年11月8日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長  
各指定都市議会議員

】 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の公布及び施行について（通知）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。以下「改正法」という。）は、平成29年6月9日をもって公布されており、令和2年4月1日から施行することとされています。

また、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第156号。以下「改正令」という。）が本日公布され、下記第六に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

第一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に関する事項

一 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準及び責任の最低額並びに当該一部免責を行った場合に必要な手続

1 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準

(1) 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等

地方警務官以外の普通地方公共団体の長等に係る参酌基準（地方自治法第243条の2第1項に規定する政令で定める基準をいう。以下同じ。）は、普通地方公共団体から地方自治法第243条の2第1項の損害を賠償する責任（以下「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき地方自治法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（以下「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とされたこと。（新第173条第1項第1号関係）

- ① 普通地方公共団体の長 6
- ② 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
- ③ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2
- ④ 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びに②及び③に掲げる普通地方公共団体の職員を除く。） 1

なお、地方自治法第243条の2第1項が「職責その他の事情」を考慮して参酌基準を定めるとしている趣旨に鑑み、普通地方公共団体の長等の基準給与年額を、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となった事実が生じた時点の職責に応じて定めるため、地方自治法施行令新第173条第1項第1号においては、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を基準に判断することとされており、退職手当は普通地方公共団体の長等が退職した後に、その者又はその遺族に対して支給されるものであることから、普通地方公共団体の長等の基準給与年額に含まれないこと。

(2) 地方警務官

地方警務官に係る参酌基準は、国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算

定される額（以下「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とされたこと。（新第173条第1項第2号関係）

- ① 警視総監又は道府県警察本部長 2
- ② ①に掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

なお、地方自治法第243条の2第1項が「職責その他の事情」を考慮して参酌基準を定めるとしている趣旨に鑑み、地方警務官の基準給与年額は、地方警務官の損害賠償責任の原因となった事実が生じた時点の職責に応じて定めるため、地方自治法施行令新第173条第1項第2号においては、地方警務官の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を基準に判断することとされており、退職手当は地方警務官が退職した後に、その者又はその遺族に対して支給されるものであることから、地方警務官の基準給与年額に含まれないこと。

## 2 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る責任の最低額

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る責任の最低額（地方自治法第243条の2第1項に規定する政令で定める額をいう。）は、地方警務官以外の普通地方公共団体の長等については、普通地方公共団体の長等の基準給与年額とし、地方警務官については、地方警務官の基準給与年額とされたこと。（新第173条第2項関係）

## 3 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責を行った場合に必要な手続

地方自治法第243条の2第1項の条例（以下「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならないとされたこと。（新第173条第3項関係）

- ① 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となった事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額
- ② 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠
- ③ 地方自治法第243条の2第1項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

なお、①の「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となった事実」の内容には、当該長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないという判断の基礎となった事実が含まれるものであること。

## 二 その他の事項

- 1 改正法の施行に伴い、所要の規定の整備等が行われたこと。
- 2 改正法のうち、令和2年4月1日から施行する事項については、「地方自治法等の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（平成29年6月9日総行行第125号・総行市第45号・総行経第41号・総財公第81号総務大臣通知）（参考資料参照）のとおりであること。

住民訴訟の対象となる違法な行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄についても、平成24年の各最高裁判決（参考資料中別紙参照）の趣旨に加え、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しが行われたことを受け、一部免責条例の制定の有無にかかわらず、その趣旨を踏まえ、より一層慎重な判断が求められることとなること。

### 第二 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に関する事項

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準等を定める地方自治法施行令の規定等を参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用することとされたこと。（第1条の2関係）

### 第三 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）の一部改正に関する事項 改正法の施行に伴い、所要の規定の整理等が行われたこと。（第6条関係）

### 第四 地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）の一部改正に関する事項

#### 1 役員等の損害賠償責任の一部免除に係る参酌基準

地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の損害賠償責任の一部免除に係る参酌基準（地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する政令で定める基準をいう。）は、役員等が地方独立行政法人から同法第19条の2第4項の承認（以下「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（以下「基準報酬年額」という。）に、次に掲げる役員等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とされたこと。（新第3条の2第1項関係）

- ① 理事長又は副理事長 6
- ② 理事 4
- ③ 監事又は会計監査人 2

#### 2 役員等の損害賠償責任の一部免除に係る責任の最低額

役員等の損害賠償責任の一部免除に係る責任の最低額（地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する政令で定める額をいう。）は、基準報酬年額とされ

たこと。（新第3条の2第2項関係）

3 役員等の損害賠償責任の一部免除を得ようとする際に必要な書類

地方独立行政法人は、一部免除承認を得ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を設立団体の長に提出しなければならないとされたこと。（新第3条の2第3項関係）

- ① 地方独立行政法人法第19条の2第1項の損害を賠償する責任（以下「役員等の損害賠償責任」という。）の原因となった事実及び役員等が賠償の責任を負う額
- ② 地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- ③ 地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定により役員等の損害賠償責任を免除すべき理由及び免除額

なお、①の「役員等の損害賠償責任の原因となった事実」の内容には、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないという判断の基礎となった事実が含まれるものであること。

4 役員等の損害賠償責任の一部免除承認を得ようとする際の監事の同意

地方独立行政法人が役員等の損害賠償責任（監事及び会計監査人が負う役員等の損害賠償責任を除く。）について一部免除承認を得ようとするときは、あらかじめ、監事（監事が2人以上ある場合には、各監事）の同意を得なければならないとされたこと。（新第3条の2第4項関係）

5 役員等の損害賠償責任の一部免除承認をした際の議会への報告及び公表

設立団体の長は、一部免除承認をしたときは、速やかに、その旨及び第四の3①から③までの事項を設立団体の議会に報告するとともに、これらを公表しなければならないとされたこと。（新第3条の2第5項関係）

6 役員等の損害賠償責任の一部免除承認後に退職手当を支給しようとする際の設立団体の長の承認

地方独立行政法人は、一部免除承認を得た場合において、当該一部免除承認後に役員等に対し退職手当その他総務省令で定める給付を支給するときは、設立団体の長の承認を受けなければならないとされたこと。（新第3条の2第6項関係）

第五 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）附則第2条第1項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）の一部改正に関する事項

1 監査制度・損害賠償責任の見直しに係る規定の整備

改正法により、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見

直し等の改正が行われたことに伴い、地方自治法及び地方自治法施行令の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替えを行うこととされたこと。（第44条及び第50条関係）

## 2 所要の規定の整理

改正法の施行に伴い、所要の規定の整理が行われたこと。

## 第六 施行期日等

- 1 この政令は、令和2年4月1日から施行するものとされたこと。ただし、第六の2及び4に関する規定については公布の日から施行するものとされたこと。（改正令附則第1条関係）
- 2 合併市町村の監査委員は、この政令の公布の日以後に市町村の合併の特例に関する法律施行令第44条の規定により読み替えられた市町村の合併の特例に関する法律第47条において準用する改正法による改正前の地方自治法第242条第1項の規定による請求（住民監査請求）があったときは、施行日（令和2年4月1日）前においても、改正法による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第1項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下「新なお効力を有する合併特例法施行令」という。）第44条の規定により読み替えられた準用新地方自治法（改正法による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第1項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法（以下「新なお効力を有する合併特例法」という。）第47条において準用する改正法による改正後の地方自治法をいう。以下同じ。）第242条第3項の規定の例により、当該請求の要旨を合併特例区の長に通知するものとされたこと。この場合において、当該通知は、施行日において新なお効力を有する合併特例法施行令第44条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第242条第3項の規定によりされたものとみなすとされたこと。（改正令附則第2条第1項関係）
- 3 新なお効力を有する合併特例法施行令第44条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第242条第10項の規定（議決前の監査委員の意見の聴取）は、施行日（令和2年4月1日）以後にその要旨が通知された住民監査請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する合併特例区協議会の同意及び合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認について適用するとされたこと。（改正令附則第2条第2項関係）
- 4 合併特例区の長は、新なお効力を有する合併特例法第47条及び新なお効力を有する合併特例法施行令第44条の規定により読み替えられた準用新地方自治法

第243条の2第1項の合併特例区規則の制定について、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けようとするときは、施行日（令和2年4月1日）前においても、合併市町村の監査委員の意見を聴くことができるとされたこと。（改正令附則第2条第3項関係）